

## (5) 後期高齢者医療特別会計

### (1) 対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方

### (2) 被保険者数（令和8年4月1日現在見込数）

- 10,100人

### (3) 保険料

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に子ども分の保険料率が算定される。

- 医療分 均等割額 59,963円、所得割率 11.61%
- 子ども分 均等割額 1,364円、所得割率 0.28%
- 賦課限度額 医療分 85万円、子ども分 2.1万円
- ※均等割額、所得割率、賦課限度額いずれも予定
- 保険料軽減に係る所得判定基準の見直し

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額が次の金額以下の場合、均等割額が軽減されるが、令和8年度は次の見直しが行われる。なお、7割軽減については判定基準の変更はないが、均等割額が大きく上昇することを踏まえ、低所得者の負担軽減の観点から、医療分均等割額が7.2割軽減される。

#### 【現 行】

- 5割軽減：43万円＋ $(30.5\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
- 2割軽減：43万円＋ $(56\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

#### 【令和8年度】

- 5割軽減：43万円＋ $(31\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
- 2割軽減：43万円＋ $(57\text{万円} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

### (4) 被保険者の一部負担割合

- 3割負担（現役並み所得者）
  - ・住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
- 2割負担
  - ・3割負担者を除き、次の①及び②の要件に該当する被保険者
  - ① 世帯内の被保険者のうち、住民税の課税所得が28万円以上の方がいる
  - ② ア 世帯に被保険者が1人の場合  
年金収入＋年金以外の合計所得金額 が200万円以上
  - イ 世帯に被保険者が2人以上の場合  
年金収入＋年金以外の合計所得金額 が320万円以上
- 1割負担
  - ・3割負担者及び2割負担者以外の被保険者

### (5) 制度の運営財源（自己負担を除く）

- 公 費 5割 （国：4、道：1、市：1）
- 支援金 4割 （国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）
- 保険料 1割 （被保険者保険料）

(6) 運営主体

- 北海道後期高齢者医療広域連合（道内全ての市町村で構成）
  - ・ 被保険者の資格管理や資格確認書等の発行、保険料の賦課決定、医療給付に関する事務 など
- 登別市
  - ・ 資格管理、医療給付に関する申請や各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収、資格確認書等の交付 など